

令和2年産米の需要に応じた適正生産基本方針

令和元年産米の全国的な情勢は、作付面積は減少し、作況指数は、北海道、東北及び北陸では平年以上となりましたが、全国では99の「平年並み」となりました。主食用米の予想収穫量は、国が定めた生産数量と同程度の727万トンが見込まれます。このため、来年6月末の民間在庫量は、引き続き価格安定の適正水準とされる200万トンを下回る189万トンが見込まれ、主食用米の需給状況は前年産と同水準が維持される見通しとなっています。

一方、米の需要量は、1人当たりの米の消費量の減少と人口の減少により減少幅が拡大していることから、引き続き米の需給を均衡させ米価の下落を防ぐためには、主食用米の需要に応じた適正生産を推進することが必要となっています。

国は、「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」などによる支援を継続するとともに、国が策定する需給見通し等を踏まえ、産地が中心となって生産が行えるよう主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしています。また、複数年・播種前契約等の安定的な取引関係を構築することが重要としています。

長野県は、生産者を始め関係機関・団体が一丸となって適正生産に取り組むため、主食用米の生産数量目安値(以下「目安値」という。)を定め、県及び地域農業再生協議会体制により目安値に沿った生産を推進することとしています。令和2年産の目安値を、令和元年産米の目安値に国が示す需給見通しにおける適正生産量の前年対比を乗じて設定した191,335トン(▲1.1%面積換算30,979ha(▲332ha))としました。県から伊那市に示された目安値は、12,105.489トン(▲0.8%面積換算1,871.0183ha(▲15.0717ha))となりました。

これらを踏まえて、伊那市農業振興センター(伊那市農業再生協議会)では、令和2年産米の生産に当たっては、引き続き生産者に目安値を提示し、生産者の自主的な判断により需要に応じた適正生産を行うこととします。また、水田フル活用ビジョンを作成し、経営所得安定対策等交付金等を活用した水田フル活用を進めます。

これまでどおり、伊那市農業振興センターでは、地域特性に応じた水田農業の構造改革を推進し、経営所得安定対策等を農業者が最大限活用できるよう対応してまいります。また、地区農業振興センター運営交付金等により、引き続き地域の特色を生かした農業振興を支援し、全生産者・行政・JA・関係組織が一体となって需要に即した売れる米づくりと地域振興作物等の生産・販路拡大に取り組みます。